

## 企画提案書作成要領

### 1 提出書類及び部数

提出書類	提出部数
(1) 企画提案応募書（様式1）	正本 1部
(2) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）	
(3) 添付資料 ・事業者パンフレット等（事業者の概要が分かる資料） ・履歴事項全部証明書の写し	
(4) 業務実施体制（様式3）	正本 1部
(5) 企画提案書（任意様式）	副本 8部
(6) 経費見積書及び積算内訳（任意様式）	
(7) JV構成員名簿（JVの場合のみ、任意様式）	正本 1部
(8) 契約締結等の権限についての委任状の写し（JVの場合のみ、任意様式）	正本 1部
(9) 共同企業体協定書の写し（JVの場合のみ、任意様式）	正本 1部

### 2 提出書類の規格

- (1) 表記文字は日本語とし、原則としてパソコン等による「印字」の方法により横書きで作成（イラスト・図等を使用することは差し支えない。）すること。ただし、事業者パンフレット等既存の資料をそのまま提出する場合は、この限りではない。
- (2) 用紙はA4サイズ縦向き（A3サイズ横向きの用紙をA4サイズに折りたたみ（中央で谷折り後、右半分の中央でさらに山折り）挿入することは可とする。）、片面印刷とすること。  
また、提出書類(5)は左綴じで20ページまでとする。
- (3) 提出書類(4)(5)(6)は、正本1部については事業者名を記載し、副本8部については住所、事業者名、氏名、ロゴマーク等、応募者が特定できるものを記載しないよう、該当部分をすべて空欄等に加工して提出すること。

### 3 企画提案書の記載事項及び留意事項

以下の内容について具体的に記載すること。

- (1) 業務全体の方針、スケジュール
  - ・ 業務全体の進め方、工程（プロセス）、スケジュール等を簡潔に記載すること。
- (2) 業務の実施方針
  - ・ 業務全体の基本的な考え方、方針を簡潔に記載すること。

### (3) 業務内容

- ・ 譲渡推進施設基本構想及び特記仕様書の内容を踏まえ、業務の進め方を具体的に記載すること。
- ・ 整備予定地及び周辺状況や法規制等の条件の調査、分析の方針を具体的に記載すること。
- ・ 県が実施する専門家からの意見聴取、関係団体等へのヒアリング及び過去に実施した先進事例調査の結果について、基本計画に反映させる手順を具体的に記載すること。
- ・ 多数の動物を収容するという特殊な性質の施設であることを踏まえ、施設に必要となる機能、構造等を調査、分析し、その結果を基本計画に反映させる手順を具体的に記載すること。
- ・ 事業者サウンディングについて、特記仕様書の内容を踏まえた提案とすること。
- ・ 翌年度に実施予定である要求水準書及び設計条件の策定を円滑に行うための、素案作成等の準備支援業務の進め方を具体的に記載すること。

### (4) その他

- ・ 提案者の技術・ノウハウ・資源・発想を活用した独自の追加提案など、今後、譲渡推進センター及び動物愛護センターにおける譲渡をはじめとする動物愛護管理施策をより一層推進するための調査に関するアピールポイントを具体的に記載すること。

## 4 その他の提出書類についての留意事項

### (1) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

- ・ 該当する申告内容欄及び対応する添付書類（写）欄にチェックを入れ、内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・ 紛失等により該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証又は証明書など）を提出すること。

### (2) 業務実施体制（様式3）

- ・ 本業務を実施するための実施体制（統括責任者、業務主担当者等）を記載すること。
- ・ 管理技術者となる者の資格者証の写し及び建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写しを添付すること。
- ・ 本業務に類似又は関連する業務の実績がある場合は、過去5年間（2020～2024年度）の実績について記載すること。
- ・ なお、記載した業績については、実績を示す書類（契約書写し、事業報告書等）を1部必ず添付すること。

### (3) 経費見積書及び積算内訳書（様式任意）

- ・ 積算内訳書には、各項目の内訳及びその合計額を記載して提出すること。
- ・ 本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

- ・ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、業務の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるよう記載すること。
- ・ 経費の総額には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、税込みである旨を表示すること。
- ・ 募集要領1（3）の委託金額上限を超えたものは、審査の対象とならない。